

保険算定概要

睡眠歯科筋電図検査

一般社団法人 日本顎関節学会 2025

睡眠時歯科筋電図検査

睡眠時のブラキシズム(歯ぎしり)の評価を行うための検査を行った場合の評価を新設する。

(新) 睡眠時歯科筋電図検査(一連につき)

580点

[算定要件]

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、睡眠時筋電図検査を行った場合に算定する。

(1)睡眠時歯科筋電図検査は、問診又は口腔内所見等から歯ぎしりが強く疑われる患者に対し、診断を目的として、夜間睡眠時の筋活動を定量的に測定した場合に、一連につき1回に限り算定する。なお、検査の実施に当たっては、「筋電計による歯ぎしり検査の基本的な考え方」(令和2年3月日本歯科医学会)を遵守すること。

[施設基準]

二十 睡眠時歯科筋電計検査の施設基準

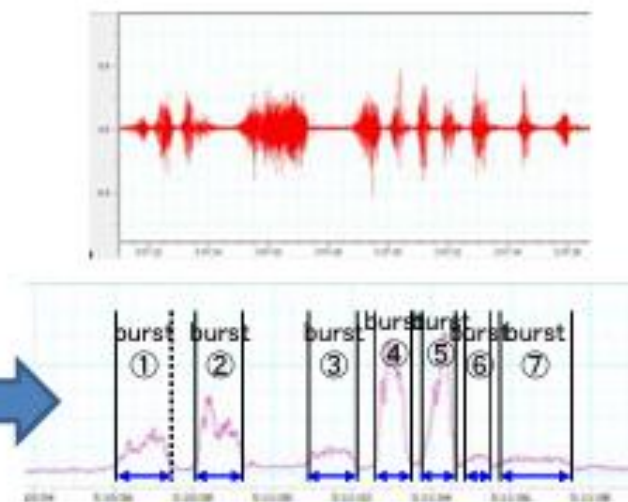
- (1) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。



自宅で測定



装置の回収



解析

「筋電計による歯ぎしり検査の基本的な考え方」（令和2年3月日本歯科医学会） 歯科医学会HPに掲載

chrome-extension://efaidnbmninnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.jads.jp/assets/pdf/basic/r02/document-200401-4.pdf

I. 目的と概要

歯ぎしりの診断・評価は、問診や咬耗などの臨床所見に基づいて行われてきたが、実際には歯ぎしりを行っていない患者が歯ぎしり患者と診断され¹⁾、歯ぎしりに対する口腔内装置による不要な治療などが施行される場合も少なくない。本検査は、携帯型筋電計を用いて咬筋相当部皮膚に表面電極を貼付し、夜間睡眠時の咀嚼筋活動時に発生する筋電位を筋電図として記録後、夜間睡眠時の筋活動を客観的に定量化し、得られた数値を基に歯ぎしりの有無、程度を評価するものである。

II. 筋電図検査の対象者

臨床診断基準（睡眠障害国際分類 第3版 JCSD-3の睡眠関連歯ぎしりの基準）²⁾により歯ぎしりと診断された患者、および歯ぎしり疑いの患者

・歯ぎしり患者

以下のAとBの条件を両方とも満たす患者

A.睡眠中に、規則的あるいは頻繁に歯ぎしり音が認められる。

B.以下の臨床徴候が最低1つ認められる。

1.異常な咬耗が、上記の睡眠中の歯ぎしりの報告と一致してみられる。

2.朝の一連の顎筋痛や疲労感、側頭痛、朝起床時の開口不能のいずれかが、上記の睡眠中の歯ぎしりの報告と一致してみられる。

・歯ぎしり疑いの患者：臨床診断の要件に完全には一致しないが、咬耗、歯ぎしりやくいしばりの自覚などがあり、歯ぎしりが疑われる場合。

診療録に、睡眠時ブラキシズムの可能性があると判断しうる医療面接内容および臨床所見を記載しておくことも必要である
(一般社団法人 日本顎関節学会)

III. 実施方法

1. 診療室で患者に筋電計の装着法やスイッチ操作法を十分に説明後、装置を貸し出す。
2. 患者が自宅で装置を装着し、睡眠時の筋電図を記録する。
 - 1) 装着前に洗顔し、化粧や顔の汚れをしっかりと落とす。
 - 2) 装置装着部（咬みしめて咬筋が膨らむ部分）を確認後、その部分をアルコール綿でよく清拭する。
 - 3) スイッチをオンにしてから両面粘着シールと電極用の導電性ゲルシートを装置に貼り付け、咬筋部へ粘着させる。
 - 4) 起床後、装置を外し、スイッチをオフにする。
 - 5) 装置を返却する。
3. 保存された記録データを解析し、歯ぎしり波形群（歯ぎしリエピソード）を自動抽出し、1時間あたりの歯ぎしリエピソードを算出する^{2,3)}

IV. 診断・評価方法

1時間あたりの歯ぎしリエピソード数が4以上の場合は、歯ぎしり患者の可能性が高い^{4,5,6)}と評価する。

V. 文献

- 1) Stuginski-Barbosa J, Proporatti AL, Costa YM et al. Agreement of International Classification of Sleep Disorders Criteria with polysomnography for sleep bruxism diagnosis A preliminary study. J Prosthet Dent 2017;117:61-66.
- 2) American Academy of Sleep Medicine. International classification of sleep disorders. 3rd ed, IL: American Academy of Sleep Medicine; 2014.
- 3) Lavigne GY, Rompre PH, Montplaisir JY. Sleep Bruxism: Validity of Clinical Research Diagnostic Criteria in a Controlled Polysomnographic Study, J Dent Res 1996;75 546-552
- 4) Lavigne GY, Guitard F, Ronopre PH, Montplaisir JY, Variability in sleep bruxism activity over time. J Sleep Res, 2001 Sep;10(3);237-44.
- 5) Carra MC, Huynh N, Lavigne G. Sleep bruxism; a comprehensive for the dental clinician interested in sleep medicine. Dent Clin North Am;2012;56;387-413.
- 6) Maeda M., Yamaguchi T, Mikami S et al. Validity of single-channel masseteric electromyography by using an ultraminiature wearable electromyographic device for diagnosis of sleep bruxism. J Prosthodont Res 2019.

（1 2）睡眠時歯科筋電図検査 [D014] 略：歯筋電図 →【施設基準】

- ① 睡眠時歯科筋電図検査に係る施設基準の届出を行っていない場合に、算定できない睡眠時歯科筋電図検査を算定している例が認められたので改めること。
- ② 検査結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付しておらず、算定要件を満たしていない睡眠時歯科筋電図検査を算定している例が認められたので改めること。
- ③ 検査結果について、【診療録、診療録に添付した記録】の記載に不備のある例が認められたので、適切に記載すること。
- ④ 問診又は口腔内所見から歯ぎしりが強く疑われる患者に該当していない場合に、算定できない睡眠時歯科筋電図検査を算定している例が認められたので改めること。
- ⑤ 歯ぎしりに係る診断を目的として必要に応じて複数回の睡眠時歯科筋電図検査を行っている場合に、一連の検査を通じて1回に限り算定すべき睡眠時歯科筋電図検査を複数回算定している例が認められたので改めること。
- ⑥ 睡眠時歯科筋電図検査の実施に当たっては、「筋電計による歯ぎしり検査実施に当たっての基本的な考え方」（令和2年3月 日本歯科医学会）を参考に適切な検査を行うこと。

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

事務連絡
令和2年3月31日

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その1）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日保医発0305第1号）等により、令和2年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添1から別添5のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

【睡眠時歯科筋電図検査】

問14 「検査の実施に当たっては、「筋電計による歯ぎしり検査の基本的な考え方」（令和2年3月日本歯科医学会）を遵守すること。」とあるが、当該検査の結果が経過観察に該当する場合において、区分番号「I017」に掲げる口腔内装置の「注」に規定する歯ぎしりに対する口腔内装置を製作した際の費用は算定できるか。

（答）算定できない。

問15 「夜間睡眠時の筋活動を定量的に測定した場合に、一連につき1回に限り算定する。」とあるが、一連につきとはどのように取扱うのか。

（答）当該検査に当たって、診断を目的として必要に応じて複数回の検査を実施する場合は一連として取扱う。

施設基準の届け出



2-165	歯筋電図	別添1 29の 7	睡眠時歯科筋電図検査	- 別添2（歯筋電図）（PDF：78KB） - 様式38の1の4（PDF：23KB）	- 別添2（歯筋電図）（ワード：30KB） - 様式38の1の4（ワード：36KB）
-------	------	-----------------	------------	--	--

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/h30/tokukei_r06t.html

詳しくは各地域の厚生局HPを参考にしてください

睡眠時歯科筋電図検査の施設基準の届出書添付書類

1 当該検査に係る歯科医師の氏名等

歯科医師の氏名	経験年数
	年
	年
	年

2 当該検査に係る機器の保有状況

概 要		
歯科用筋電計	医療機器承認/認証番号	
	製品名	
	製造販売業者名	
	特記事項	

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード
又は保険薬局コード

届 出 番 号

(歯筋電図)
第

号

連絡先

担当者氏名:

電 話 番 号:

(届出事項)

[睡眠時歯科筋電図検査] の施設基準に係る届出

- ☐ 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。
- ☐ 当該届出を行う前6月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。
- ☐ 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
- ☐ 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

令和 年 月 日

保険医療機関の所在地
及び名称

開設者名

中国四国厚生局長 殿

備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。

2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。

3 届出書は、1通提出のこと。